

空家の家財処分等を行う所有者の方を支援！

美浜町

空家家財処分等支援事業

空家の家財処分等

に要する経費の
3分の2の額

最大 **10** 万円を補助

補助対象要件

次の要件をすべて満たす方

- 空家の所有者である
- 空家情報バンクに対象物件を登録しているまたは登録予定である



補助対象経費

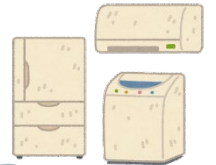
次に掲げる事業に要する経費が補助対象となります。

家財・ごみの処分

- ・清掃センターへの持込手数料
- ・運搬車両の借り上げ料
- ・廃棄物収集業者への委託料

特定家庭用機器廃棄物の処分

- ・特定家庭用機器の家電リサイクル料金
- ・家電リサイクル券購入費
- ・特定家庭用機器引き取り時の手数料



対象物件の清掃

- ・物件清掃の委託料



対象外経費

- ・消耗品費（ゴミ袋、掃除道具代）
- ・燃料費（レンタカー等のガソリン代）
- ・食糧費（飲み物、弁当代）



申請書類

申請には次の書類が必要です。 申請期限：2月28日まで

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 空家家財処分等支援補助金に係る共有名義者同意書（別紙）（該当する場合のみ）
- 所有者であることが確認できる書類（登記事項証明書）
- 補助対象経費の見積額及びその内訳が確認できる書類
- 事業着手前の写真
- 誓約書兼同意書（様式第2号）

【お問い合わせ】

美浜町まちづくり推進課 移住定住・集落元気推進室
TEL:0770-32-6701 FAX:0770-32-1115
メール:machidukuri@town.fukui-mihama.lg.jp

【町HP】

